

補助第144号線（平井）の道路整備について



東京都第五建設事務所

補助第144号線（平井二丁目）整備計画の事業概要及び測量説明会を、平成25年10月16日に江戸川区立小松川小学校で開催し、測量範囲内の関係者から約160名の地元の皆さまにご出席いただきました。

この冊子は、説明会の事業内容や測量作業についての概要です。



説明会状況

①木密地域の現状

東京都内には、JR山手線の外側から環七通り沿いにかけて木造住宅密集地域（以下、「木密地域」という。）が広範囲に分布しています。東京で大地震が発生した場合、木密地域では建物倒壊や同時多発的な火災により、大規模な市街地火災が発生する恐れがあります。特に消防車が入れない箇所では火災が発生した場合、延焼を防止できません。

②地域の危険性

平井二丁目地域は、木造建物の棟数密度が高く、市街地の「燃えにくさ」を表す不燃領域率は5割の状況であり、火災時の延焼が懸念されています。

また、地震に関する地域危険度測定調査（右図）では、火災危険度がランク5と最も高く、防災性の向上を図ることが急がれています。



③特定整備路線

こうした状況を踏まえ、東京都は平成25年4月、震災時における延焼遮断帯等に大きな整備効果が見込まれる都市計画道路を「特定整備路線」（左図）として指定しました。道路を整備する区間は、補助第120号線から旧中川河川敷までの約500mです。

◆都市計画道路(特定整備路線)の事業概要◆

●計画のあらまし

東京都では、首都直下地震の切迫性等を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を図るため、「木密地域不燃化10年プロジェクト」実施方針を平成24年1月に策定しました。

この方針に基づき、市街地の延焼を遮断する防災性の効果が高い都市計画道路として、補助第144号線(平井)を「特定整備路線」に指定し、平成32年度までの完成を目標に整備を進めていきます。

この道路が完成すると次のような効果が期待されます。

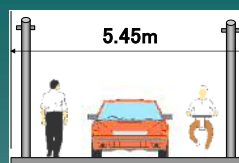
- ◆延焼遮断帯が形成され、大規模な市街地火災を防ぎます。
- ◆震災時の安全な避難路が確保されるとともに、救助・救援活動が円滑に行われます。
- ◆電線類の地中化により、電柱の倒壊による道路閉塞を防止するとともに、良好な都市景観を創出します。

【計画の概要】

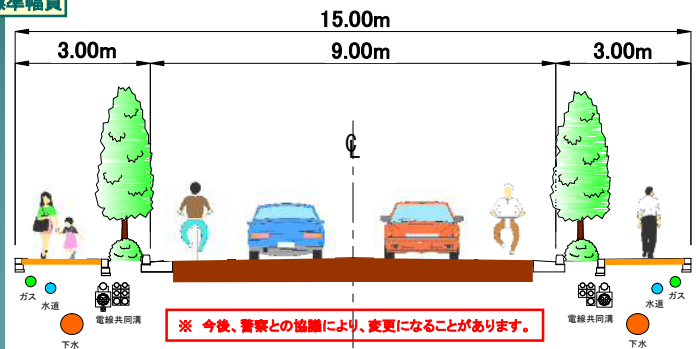
- 都市計画道路名
東京都市計画道路
補助線街路第144号線
- 都市計画決定
昭和39年2月7日
- 延長及び区間
延長: 約500m
区間: 江戸川区平井二丁目
- 計画道路幅
幅員: 15m

補助第144号線 断面図 ~整備イメージ~

現況幅員

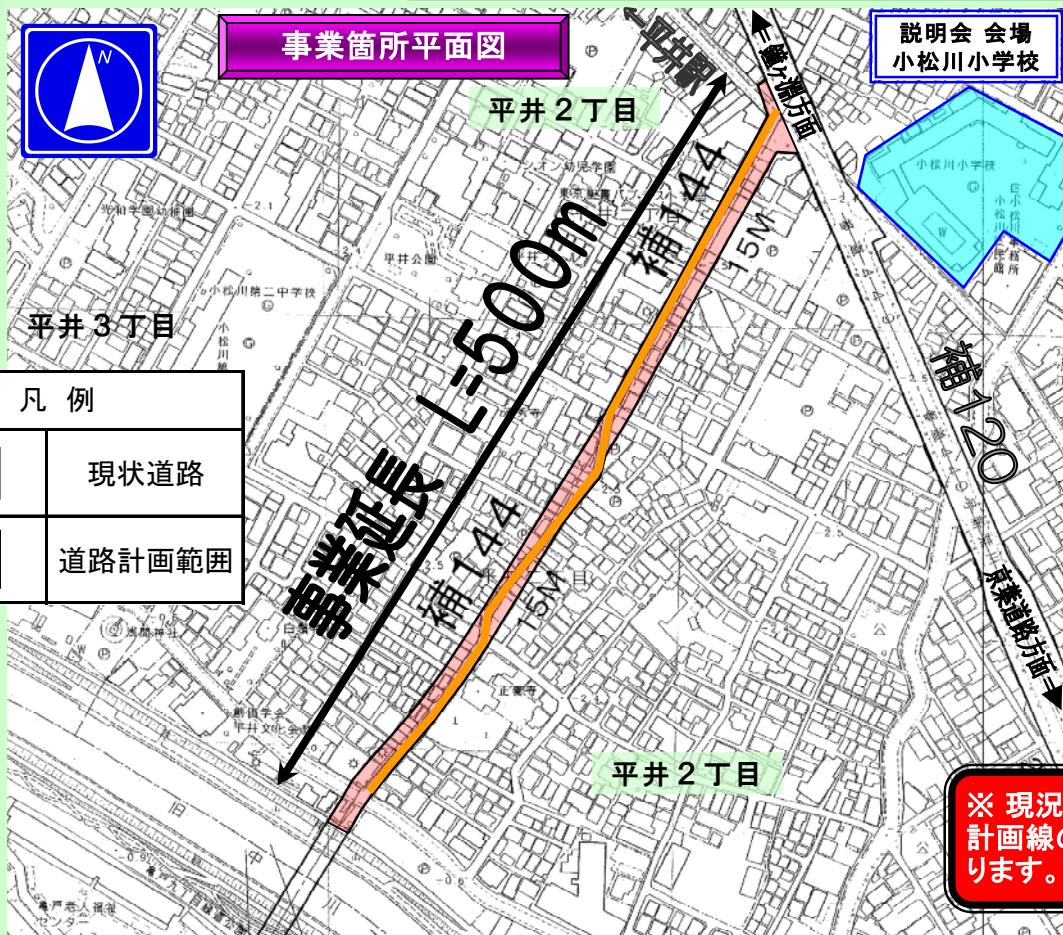


将来標準幅員



※ 今後、警察との協議により、変更になることがあります。

事業箇所平面図



凡 例



現状道路



道路計画範囲

※ 現況測量により、計画線の詳細が決まります。

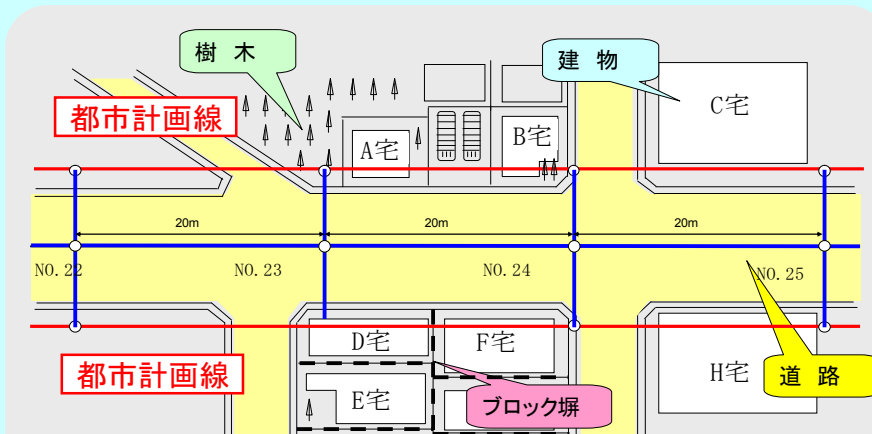
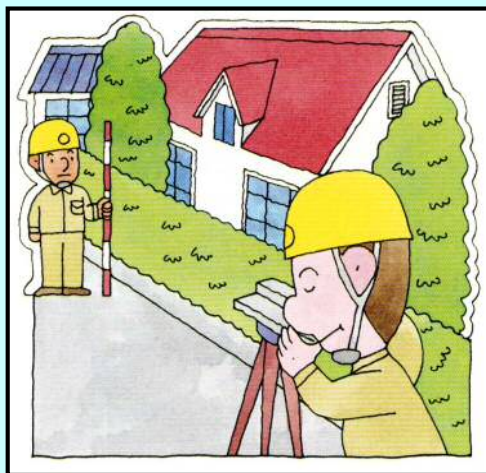
◆測量（現況および用地）の概要◆（平成25～26年度）

平成25年度は現況測量を実施します。その後、平成26年度に用地測量を実施する予定です。一連の測量作業を効率的に行い、早期に「事業着手の手続き」を進めます。

現況測量とは

平成25年度に実施

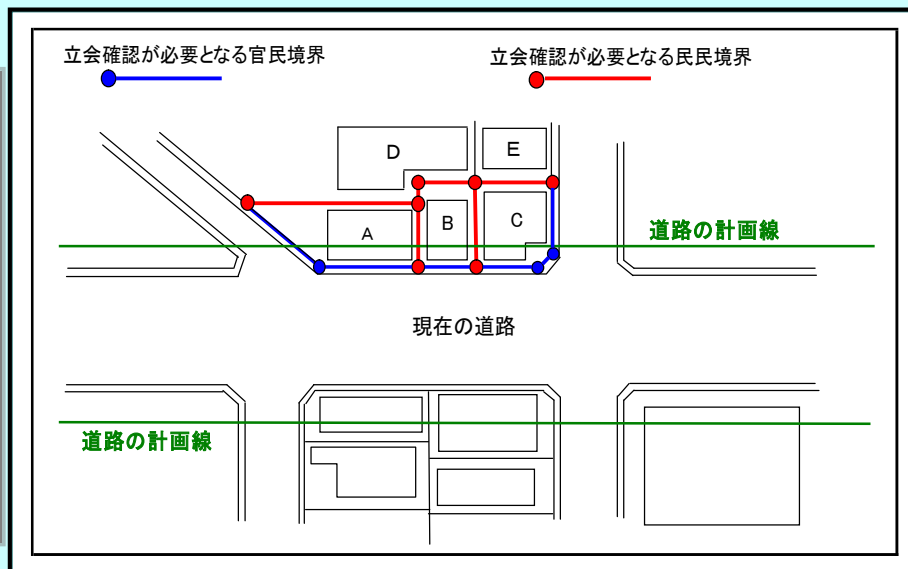
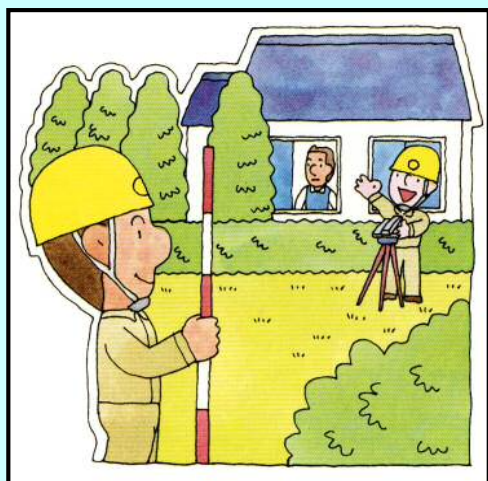
- 都市計画道路予定区域とその周辺にある建物、樹木、塀及び道路等の形状を調査し、現況の地形を表す平面図を作成します。
- できあがった図面に道路の都市計画線を書き入れて、計画道路の位置を明らかにします。
- また、都市計画線の幅や中心線を現地に標示するため、杭または鉚を設置します。（駐車場、庭、軒下など、建物にかからない場所への設置にご協力をお願いします）



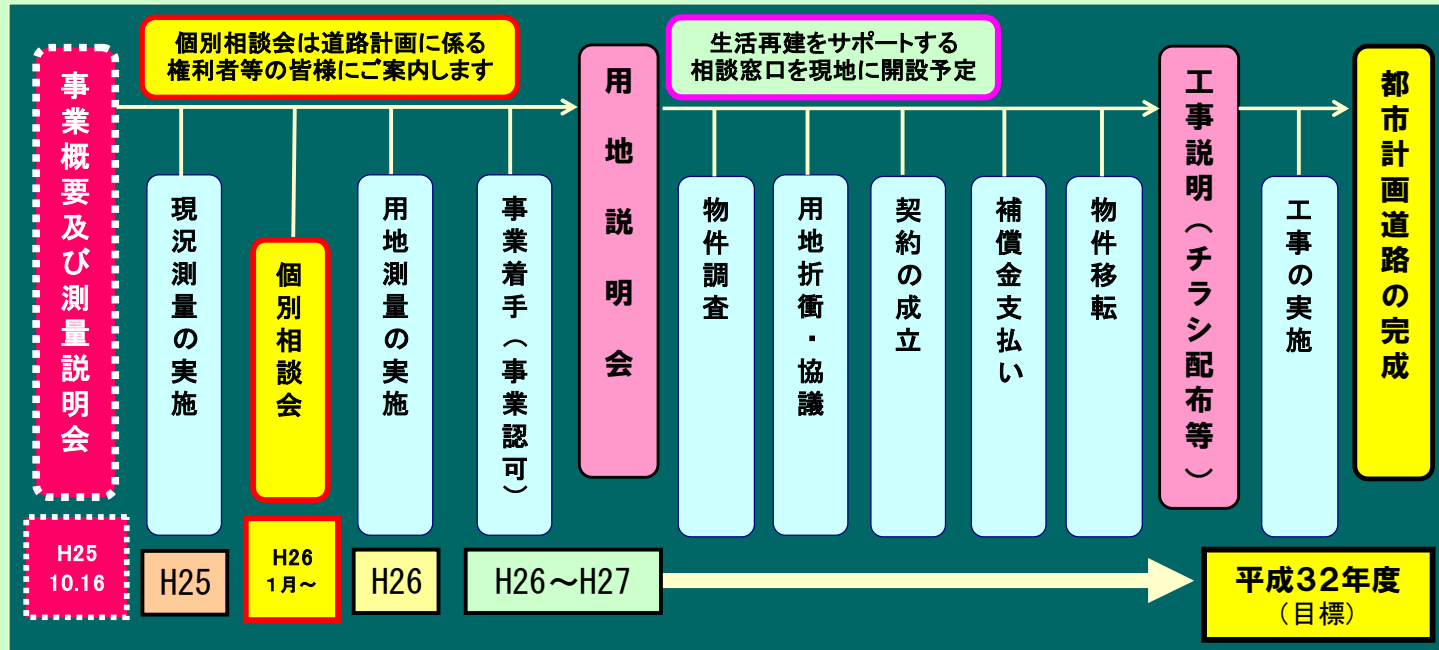
用地測量とは

平成26年度に予定

- 都市計画道路にかかる土地について、現地において関係権利者さまの立会いのうえ、隣接する土地との境界等を調査・確認します。
- 境界確認に基づき、一筆ごとに土地の測量を行い、用地取得に必要な面積の算出及び図面を作成します。
- 下記の図で、A, B, Cさんの土地の用地測量を行う場合は、計画線にかからないD, Eさんにも境界を確認するために立会いをお願いすることになります。
- また、一筆の土地に異なる利用形態及び権利があるときは、その権利ごとに確認を行います。
- そのほか、既存の道路等の公共用地と隣接している土地の場合は、官民（公私）境界についても確認の立会いをお願いします。



◆事業の進め方◆



◆説明会の主な質問◆

Q：本事業に関する説明は過去にありましたか。また、今後もありますか。

A：都市計画線にかかるであろうという方々で地元にお住まいの方には、事前にお話し合いの場を設けさせていただきました。それ以外の方々は、本日の説明会が初回となります。なお、来年1月以降、関係権利者等の方々を対象に個別相談会を設け、測量作業や用地補償について説明させていただきます。

Q：計画道路の整備についての法的根拠を教えてください。

A：本事業は都市計画事業ですので都市計画法に則って行います。なお、本路線は昭和39年に道路幅15mとして都市計画決定されています。

Q：本事業は決定しているのですか。

A：木密地域不燃化10年プロジェクトの特定整備路線として事業を行うことが決定しております。事業認可取得後に用地の取得について個別に話し合いをさせていただき、道路整備を行ってまいります。

Q：用地買収に際して地権者全員の了解は得られていますか。

A：用地買収はこれから行うもので、現況測量、用地測量、用地説明会を経て、補償金の算定を行った後、個々に交渉を行ってまいります。したがって、現時点で地権者全員の了解が得られているというわけではございません。

Q：事業に伴い、土地の殆どが買収されて残地が少なくなりますが、どのような対応になりますか。

A：残地については、土地が使いにくい場合には残地補償を検討いたします。

Q：電線類を地中化すると、電柱は無くなるのですか。

A：本事業では電線類を地中化し無電柱化の方針です。したがって、現在建てられている電柱は撤去する方針です。電線類地中化に伴い、皆さま方の家屋への引き込みについても地中で引き込むこととなります。

Q：歩道やガードレール等の仕様は決まっているのでしょうか。

A：歩道やガードレール等の仕様は現在決まっておりません。道路の断面構成をはじめ、今後検討のうえ、交通管理者である警視庁と協議を進めてまいります。

Q：測量の立会いについて、日時の希望は聞いてもらえますか。

A：現況測量は立ち入りの際にお声がけをしますが、事前に許可をいただいた場合は不在でも作業を行います。また、用地測量は関係地権者の方々による境界立会いが必要となり、事前に立会い日時をご連絡いたします。ご都合がつかない場合は、地権者の方々にご相談のうえ、調整いたします。

《お問い合わせ先》

東京都第五建設事務所 〒136-0071 東京都江東区亀戸2丁目10番7号

■事業に関すること 工事課 木密設計担当係 Tel 03-5875-1362

■測量に関すること 工事課 木密測量担当係 Tel 03-5875-1364

■用地・補償に関すること 用地課 調整係 Tel 03-5875-1517

東京都第五建設事務所ホームページ <http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/goken/>

